

鳥取県環境学術研究等振興事業費補助金研究実績報告書（地域振興部門）

研究期間（1年目/3年間）

研究者 又は 研究代表者	氏名	(ふりがな) ほそだ ともひさ 細田 智久
	所属研究機関 部局・職	米子工業高等専門学校・建築学科・准教授 博士(工学)・一級建築士 〒683-8502 鳥取県米子市彦名町4448 電話番号 0859-24-5181 電子メール hosoda@yonago-k.ac.jp
研究課題名	地域コミュニティ・産業・福祉の持続に向けた廃校施設の有効活用に関する調査研究	
研究結果	<p>1) 山陰両県の教育委員会などから得た資料を元に、2000年以降の小学校廃校発生状況の基礎資料をまとめ、各市町村でどの程度廃校が発生しているかについての概要を整理した。</p> <p>2) 廃校施設の活用状況について、ヒアリング調査シートを用いて鳥取市教育委員会、鳥取市との比較対象として松江市教育委員会、さらに中山間地域の特色把握のために伯耆町企画課の担当者に対するヒアリング調査を行い、廃校施設の活用概況をつかんだ。これらのヒアリング調査によって、鳥取市内の12廃校、松江市内の13廃校、伯耆町内の3廃校の活用状況や活用時の改修の有無などを整理表としてまとめることができた。</p> <p>3) 鳥取市内の3廃校、伯耆町内の2廃校、廃校を伴う統合によって誕生した2小中一貫校への実態調査を行い、これまでにヒアリング調査と実態調査を行った廃校施設のデータ整理と平面図の描きおこしを行い、廃校活用で使われる室の特徴や注意点について平面図上に分析結果をまとめた。</p> <p>4) 自治体地図上に廃校と統合校の位置をマッピングし、都市計画区域などの区域地域との関係を分析した。</p> <p>以上のような今年度の分析結果と先行調査結果とを用いて考察することで、以下の「研究成果」を発表することができた。</p>	
研究成果	<p>本研究の成果として以下の学術論文6編を学会発表することができた。特に2)と3)の論文については今年度に教育委員会へのヒアリングや施設実態調査を行った具体的な結果に基づいており、この2編については調査協力いただいた関係各所へ配布・報告済みである。</p> <p>1) 細田智久・中園真人ほか、鳥取県における公立中学校の創設と昭和の町村合併による統廃合、日本建築学会計画系論文集、第82巻第736号、2017.6(査読有、掲載決定) (研究実績サマリー01別添)</p> <p>2) 中田希望・細田智久、山陰地方の小学校廃校校舎の現状・活用状況に関する研究 その1、日本建築学会中国支部研究報告集第40巻、No. 507、pp. 551-554、2017.3 (研究実績サマリー02別添)</p> <p>3) 秦瑞希・細田智久、山陰地方の施設一体型小中一貫校の施設計画に関する研究 その1、日本建築学会中国支部研究報告集第40巻、No. 506、pp. 547-550、2017.3</p> <p>4) 細田智久、小学校廃校校舎の活用状況に関する考察 鳥取県大山町・日南町の活用状況、日本建築学会大会学術講演会梗概集(九州)、pp. 193-194、2016.8</p> <p>5) 細田智久・鈴木明日実、鳥取県西部地区における小学校廃校校舎の活用状況に関する研究、日本建築学会地域施設計画研究論文34号、pp. 183-192、2016.7(査読有)</p> <p>6) 細田智久・中園真人ほか、島根県における公立中学校の生徒・学校数の推移(1963-2008)、日本建築学会技術報告集、第22巻 第51号、pp. 689-694、2016.6(査読有)</p>	
次年度研究計画	鳥取県内の廃校有効活用に関する先導例の実態調査を進めると共に、島根県及び中国地方の県教育委員会・各市町村教育委員会や役所企画課へのアンケート及びヒアリング調査を実施する。鳥取県5施設・中国地方5施設の廃校活用10施設への実態調査、図面整理分析を通じて、用途タイプ別の改修箇所検討用のモデルを作成するなどを行い、有効活用策に結びつく具体的な知見をまとめる。	
報告責任者	所属・職 氏名	総務課 企画・社会連携係 福留 のぞみ 電話番号 0859-24-5007 電子メール kikaku@yonago-k.ac.jp

注1) 表題には、環境創造部門、地域振興部門、北東アジア学術交流部門のいずれかを記載すること。

2) 「研究期間（ 年目/ 年間）」及び「次年度研究計画」は、環境創造部門及び地域振興部門において記載すること。

3) 研究者の知的財産権などに関する内容等で、非公開としたい部分は、罫線で囲うなど明確にし、その理由を記すこと。

4) 研究実績のサマリーを併せて提出すること。

鳥取県における公立中学校の創設と昭和の町村合併による統廃合

PUBLIC JUNIOR HIGH SCHOOL FOUNDATION AND REORGANIZATION BY MUNICIPAL MERGER IN THE SHOWA PERIOD IN TOTTORI PREFECTURE

細田智久*, 中園真人**, 三谷亮太***, 牛島 朗****, 下倉玲子*****

Tomohisa HOSODA Mahito NAKAZONO Ryota MITANI Akira USHIJIMA and Reiko SHIMOKURA

This paper aims to analyze the reorganization process of public junior high schools in Tottori Prefecture in the Chugoku region. After World War II, new junior high schools were established in many municipalities by the reform of the school education system. But many of these were consolidated as the great Showa mergers period took place in the middle of 1950s. The Tottori Prefectural Board of Education encouraged shared schools with a couple of municipalities in order to maintain ideal school size that was more than 600 students per school. A consolidation of junior high schools was nearly completed in the early stages of the 1970s, no major changes in school numbers has been seen in the following years.

Keywords: Public Junior High School, School Foundation, Merger of Town and Village, Amalgamation and Reorganization, Tottori Prefecture

公立中学校, 学校創設, 町村合併, 統廃合, 鳥取県

1. 序論

1947年の学校教育法制定により中学校教育が義務化されたが、当初は既存施設の借上げや転用により校舎を確保せざるを得ない状況であった。1953年には「町村合併促進法^{注1)}」により小規模町村の合併が進められ^{注2)}、学校施設の再編が課題となった。1956年の「新市町村建設促進法^{注3)}」により、学校の統廃合(以下、統合と略)時の校舎建築に対する国庫補助率引上げとともに、中央教育審議会で学校統合基準^{注4)}が示され、1958年の「義務教育諸学校施設費国庫負担法」に組込まれる等^{注5)}、政策として学校の統合が強力に進められた。1960年代の高度経済成長期以降、人口流出が著しい中国地方の中山間地域や島嶼地域では、生徒数減少による中学校の統合が進行した。さらに1970年の「過疎地域対策緊急措置法」により、統合校舎建築の国庫補助率が引上げられ、小規模校統合が加速した。1980年代前半には第2次ベビーブームによる生徒数の回復があったが、その後は再び大幅な減少に転じ学校の小規模化が進行した。その後、過疎地域の自治体は2000年以降合併により広域自治体を形成した地域も多く、生徒数減少・校舎の老朽化・耐震化の要請等に伴う学校再編や建替え、あるいは廃校施設の維持管理と利活用が主要課題となっている自治体が多い。

新制中学校は戦後旧自治体を基本単位として創設されたため、創

設期から昭和の町村合併期にかけて再編統合が強く迫られ、この期間には小学校に比べて学校数減少の割合が高かった²⁾。このため、中学校の推移は、戦後の創設と昭和の町村合併期(I期)、経済成長期の過疎地域での統合期(II期)、生徒数の増加期(III期)、平成の生徒数減少と町村合併の以前・以後(IV・V期)の5区分が妥当と考える。

関連既往研究には、廃校の発生要因を分析した研究³⁾、統合と廃校舎の利活用決定プロセスの関連を考察した研究⁴⁾や、廃校のある地域属性の特徴と再利用に関する研究⁵⁾、廃校の施設利用に関しては公立小中学校施設の運用状況に関する研究⁶⁾等がある。また筆者らは中国地方の公立中学校の1960年代以降の生徒・学校数推移の動向を報告した^{7,8)}。一方、新制中学校創設と昭和の町村合併は現在の中学校の立地や規模に大きな影響を及ぼしているが、この時期に視点を置き、自治体における学校施設の整備過程や町村合併による統合の経緯とその結果に関して考察した研究はみられない。

地方圏の中で鳥取県は中学校創設期に人口が少ない町村が多く⁹⁾・^{注6)}、生徒数確保のため原則複数町村による組合立^{注7)}を推奨したが課題も山積し、創設直後から昭和の町村合併期にかけて急激な再編統合が行われた。一方で、その後は統合が行われず安定的な中学校運営を実現している。そこで本論では1970年代前半に中学校再編が完了した鳥取県を対象に、①1947年以降の新制中学校創設

*米子工業高等専門学校 准教授・博士(工学)

**山口大学大学院創成科学研究科 教授・工博

***山口大学大学院理工学研究科 大学院生

****山口大学大学院創成科学研究科 助教・博士(工学)

*****呉工業高等専門学校 准教授・博士(工学)

Associate Prof., National Institute of Technology, Yonago College, Dr.Eng.

Prof., Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.

Graduate Student, Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ.

Assistant Prof., Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr. Eng.

Associate Prof., National Institute of Technology, Kure College, Dr.Eng.

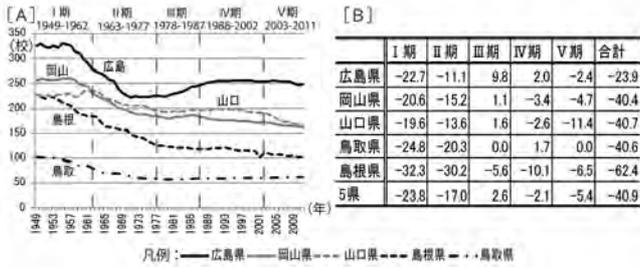


図1 中国地方の [A] 中学校数推移・[B] 各期中学校数増減率

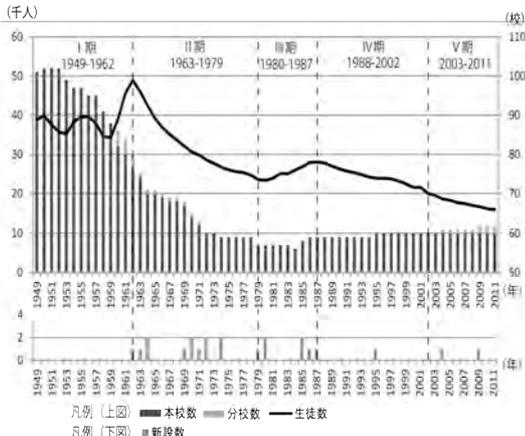


図2 鳥取県の中学校数・生徒数・新設校数の推移

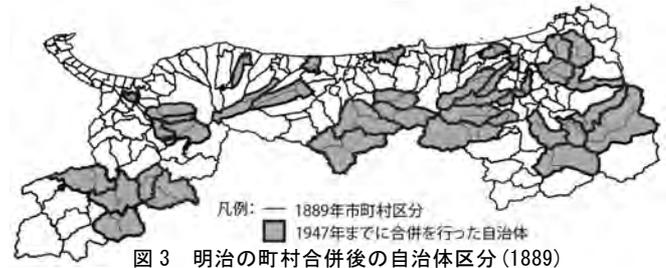


図3 明治の町村合併後の自治体区分(1889)



図4 戦後の自治体区分(1947)

期の整備状況と直後の再編統合の経緯を解明し、さらに②各自治体における 1953 年以降の町村合併と中学校統合との関係、③組合立中学校の創設がその後の学校存続にもたらした影響を明らかにすることを目的とする。得られた知見は、平成の合併を経て自治体により広域化した今後の中学校再編を検討する上で有用と考える。

分析資料は鳥取県教育委員会所管学校基本調査(1960-2011)、鳥取県教職員録(1949-1959)を基本とし、この他に各自治体の史誌、鳥取県教育史、鳥取県町村合併誌、鳥取県中学校創立四十周年記念誌等の文献資料¹⁰⁾を用いる。

2. 鳥取県の公立中学校の生徒・学校数の推移(1949年から2011年)

2.1 中国地方における公立中学校の生徒・学校数の時期別推移

まず、中国地方5県における公立中学校の生徒数・学校数推移の状況を図1に示す⁸⁾。左側に中学校数推移、右側に時期区分毎の学校数増減率を示す⁹⁾。1949年時点の創設数を見ると、鳥取県は100校程度で他4県の200校以上と比べ半数以下と少ない。

時期別に見ると、I期(1949-1962)は昭和の町村合併により中学校の統合が多く行われ、山口県以外の4県の学校数増減率は-20%を越え、特に島根県は-32.3%と大きい¹⁰⁾。鳥取県は島根県に次ぐ-24.8%で、高い割合で廃校が生じている。II期(1963-1977)になると1973年に「公立小・中学校の統廃合について」が文部省から通達され、統合が減少傾向に転じた。5県ともI期に比べ減少率は小さいが、島根・鳥取県ではII期も-20%以上を示す。III期(1978-1987)には減少傾向にあった増減率が広島・岡山・山口県で増加に転じているものの、鳥取県はII期後半から学校数は変化していない。IV期(1988-2002)は学校数の変動は少ないが、広島・鳥取県のみ学校数が増加している¹¹⁾。V期(2003-2011)になると平成の町村合併が行われ、中学校の再編が行われていることから学校数は減少傾向を示す。ただし鳥

取県のみIV期後期から学校数に変化は見られない。

I期からV期の全体の増減率では、島根県が-62.4%、広島県が-23.9%と差があるが、鳥取・岡山・山口県は-40%でほぼ同じである。岡山・山口県と鳥取県を比較すると、鳥取県だけはII期までに中学校の再編がほぼ完了しているという大きな特徴が認められる。

2.2 鳥取県における公立中学校の生徒・学校数の時期別推移

次に鳥取県の1949~2011年の学校数・生徒数・新設校数推移を図2に示す。I期(1949-1962)は戦後の混乱期における出生数の一時的減少を要因とした生徒数減少と、第1次ベビーブームを要因とした大幅な増加により生徒数増減が大きな時期である。しかし、中学校の新設は1962年のわずか1校のみで、統合による学校規模拡大が進められた。I期全体としては学校数の減少率が5期の中で最も高く1947年の学制発布(中学校設置義務)による応急的施設での中学校の開設に始まり、その後の本格的な学校建設と昭和の町村合併を契機とした学校再編が行われた。II期(1963-1979)は高度経済成長期の都市地域への人口移動と戦後の大幅な出生率低下により、生徒数が50千人から22千人に急減した。廃校数と新設校数が5期の中で最も多く、統合と並行して新しく学校建設が行われた時期である。III期(1980-1987)は6校が新設されているが学校総数は殆ど増加していない。IV期(1988-2002)は再び生徒数が減少に転じるものの、学校数は1校増えている。V期はIV期から学校数が変化しておらず、平成の町村合併の影響を受けていない。

3. 公立中学校の創設経緯

3.1 自治体数と人口・面積

まず1889年の市制・町村制施行時の鳥取県の市町村区分を図3¹²⁾に示す。当時は人口約40万人で1市4町233村の計238市町村であった。隣県の山口県は人口約92万人で1市4町224村の計

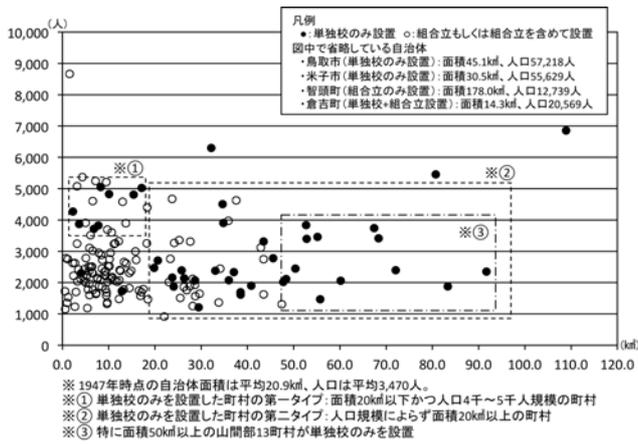


図5 中学校創設期の自治体面積と人口(1947)

表1 創設期の自治体別学校数

	設立に参加した自治体	設立学校数				小計	
		1	2	3	4	自治体数	学校数
単独校	1	44			2	46	52
単独校+組合立校	2		1,(1)	2,(1)		4	3,(2)
組合立校	2	14,(14)				27	(14)
	3	13,(13)				39	(13)
	4	11,(11)				44	(11)
	5	2,(2)				10	(2)
	小計	84,(40)	1,(1)	2,(1)	2	計170	計97,(42)

注) ()内の数値は組合立中学校の数を示す。

229市町村で、当時から鳥取県の市町村は小さな人口規模であった。1947年には図4に示す通り2市22町146村の計170市町村となり、およそ50年間に市町村数は68減少しているものの、鳥取・智頭・三朝・米子以外の市町村の区域はほとんど変化がなく、合併は進んでいない。また、図5に示す通り1947年時点の自治体面積は平均20.9km²、人口は平均3,470人と小規模な自治体が多い。このように、鳥取県では尋常小学校の設置単位¹³⁾だった明治期と大差のない小規模自治体を基本に中学校を設立する必要があり、複数の小規模自治体による組合立中学校設立の推奨を始めとして、様々な困難に直面することになる。

3.2 中学校の創設(1947年から1949年)

新制中学校制度の実施のために鳥取県では「新学制実施準備協議会」が組織され、県内に設置される中学校の基本的な方向が検討された。その内容として、組合立を原則とした12学級600人を基準とした方針を定め、当初は87校の大規模学校構想の試案を示していた^{11,12)}・^{注14)}。但し、中学校の設置・管理は各市町村の管轄であり、国の指針と市町村の実状を踏まえ県内に97校の中学校が設立された^{注15)}。創設期の自治体別学校数を表1に示す。97校中単独校は55校(56.7%)、組合立校は42校(43.3%)である。組合立を推奨されていたが、現実には校区・校舎の問題、住民の地域間の対立もあり、実情は小規模の単村立の独立校が44校も開設された¹³⁾。1自治体に4校設立しているのは鳥取市と米子市のみで^{注16)}、他の単独校は1自治体に1校設立する形である。また、単独校+組合立の複数校を設立している自治体は智頭町と倉吉町の2町である。組合立は2自治体で組合立を設立した中学校が14校、3自治体が13校、4自治体が11校、5自治体が2校で、鳥取県の多くの自治体は単独で中学校を設立することが困難であったものと推測される。

次に新制中学校設立時の中学校分布を図6に示す。組合立中学校を設立した自治体は比較的面積が狭い特徴を有す。中には面積が広

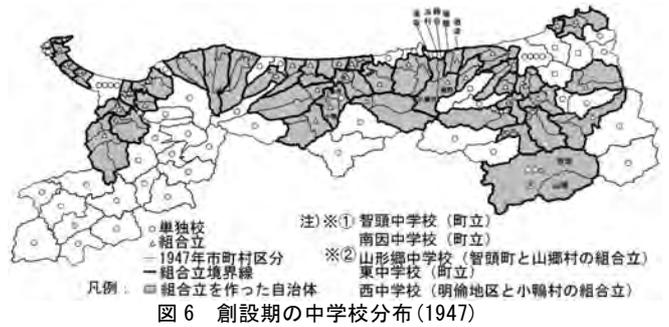


図6 創設期の中学校分布(1947)

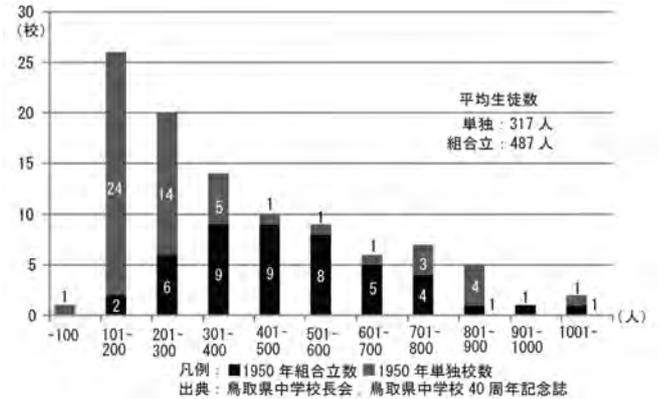


図7 生徒数別学校数(1950)

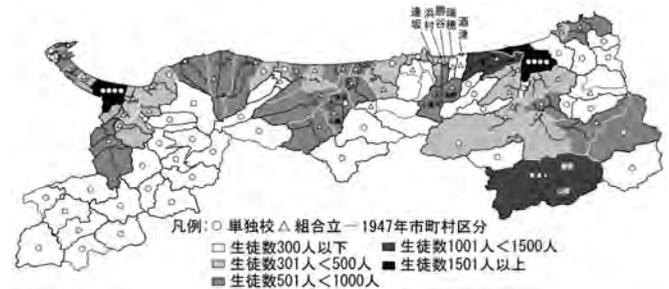


図8 生徒数規模分布図(1950)

い自治体もあるが、町立と組合立の複数校を設立している。大山以西の中国山間部沿いの日野郡17校がいずれも単独校として設立されている点が特徴で、この地域は特に冬季の通学に困難を伴うため、町村単位で単独校を設立したものと考えられる。現在の江府町や日南町では冬季寄宿舎を設置した上で統合が行われた^{注17)}。図5の自治体面積・人口と比較すると、単独校のみを設置した町村の特徴は2タイプに分けられる。第一(図5中の①)は日本海側の面積20km²以下かつ人口4千人~5千人規模の町村で、鳥取県内では人口集積が平均以上の町村である。第二(同②)は人口規模によらず面積が20km²以上の町村で、特に50km²以上の山間部13町村が単独校のみを設置している(同③)。

3.3 創設期の学校数と生徒数

創設期の中学校の生徒数別学校数を図7、各自治体の生徒数規模を図8に示す。全体的には101-200人規模の中学校が最も多く、次いで201-300人の順である。鳥取県の方針である600人を満足する中学校は1950年時点で101校中21校(20.8%)に止まり、当初の方針通りには進んでいないことから、戦後間もない新制中学校創設期には小規模校が多いという課題を抱えていた。また、単独校は生徒数規模101-200人の中学校が24校、201-300人規模が14校と、単独で開校されたものの生徒数は小規模な学校が多く、平均生

表2 開校時の校舎の状況 (1947年)

	転用校舎数	併置(間借り)校舎数	転用+間借り	新築	小計
小学校	4	38			42
青年学校	8	0			8
高等科	2	2			4
公用建物	1	0			1
専修学校	1	1			2
独立校舎				1	1
小学校+青年学校	0	12	3		15
複数の施設	1	14			15
不明					9
小計	17	67	3	1	97

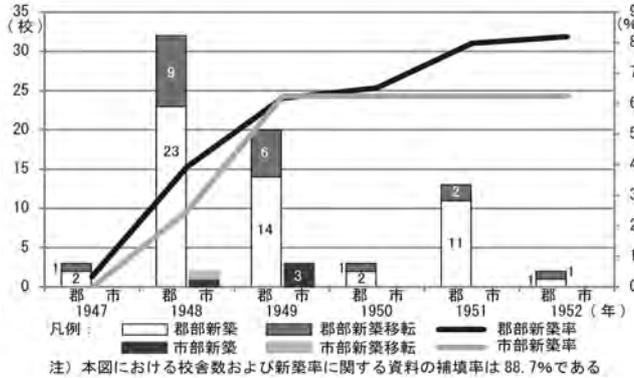


図9 郡部と市部の年代別校舎新築数

徒数は317人である。市町部では600人以上の生徒数規模の中学校もあるが、郡部では殆どが300人以下である。単独で中学校を設立した自治体は、面積が広く通学距離の問題があるため組合立の創設が困難な状況にあったものと推測される。これに対し組合立中学校は、生徒数規模が101-200人の中学校が2校、201-300人の中学校も6校のみで、301-600人規模の中学校が多く、単独校とは対照的な状況を示し、平均生徒数は487人である。一部生徒数規模300人以下の中学校があるものの、生徒数規模は300人から1,000人の中学校が多い。鳥取県では小規模自治体が多く、生徒数確保の点で自治体単位での中学校創設が困難で、県の方針である12学級600人を満たすよう組合立による中学校を創設し学校の適正規模確保を目指していたものと考えられる。

3.4 創設当初の校舎の確保と新築に向けた自治体の対応

1946年の教育刷新委員会の中で新制中学校は「独立校舎とすること」という方針が示されていたが、当時の地方財政は逼迫し物資も不足し、開校までの準備期間も短かったことから、新たに独立校舎を確保することは困難な状況であった^{注18)}。1947年の鳥取県内の校舎の状況を表2に示す。当時の全97校の中で独立校舎新築は1校のみで、戦前より使用されていた小学校を間借りもしくは転用した中学校が42校と4割以上を占める。その他にも小学校と旧青年学校の両方を間借りし分散開校したものや他の複数の施設(兵舎・工場・教員住宅等)の間借りも多く、各自治体で施設確保のために様々な工夫が試みられた^{注19, 20)}。

開校当時、間借りや転用によって校舎を確保していた状況から、その後は専用校舎の建築が各自治体で進められた。新築校舎数を郡部と市部(鳥取・米子市)に区別し、1947年から1952年まで示したのが図9である。1947年の新築・新築移転は郡部で3校が見られる。1948年からは多くの新築が行われるようになり、郡部・市部共に1949年には約60%を超える中学校が新築を行っている。尚、当初の建替え段階ではRC造校舎はなく、木造校舎が中心であった^{注21)}。

表3 鳥取県知事による市町村合併勧告例の抜粋

市町村規模の適正化につきましては、(中略)政府としても重要施策の中にとりあげられ(中略)逐次推進されている(中略)。ところが何分にも歴史的、地理的伝統を有する市町村に大改革を加えるという大事業でありまして、(中略)必ずしも所期の成果をあげ得ていないのが現状であります。県下市町村行政を御見受けしまして痛感致しますことは、(中略)財政面からの制約により、緊急なしかも重要な施策を放棄の止むなきに至っている向の相当多いということでもあります。市町村本来の目的たる助長行政や災害復旧行政その他公共事業等には殆んど手も足も出ない現状であり、(中略)。何と申しましても地方財政の確立と健全化ということは、緊急の要務であります。これらの解決策につきましては、(中略)市町村自らの創意でこの問題を打開しなければならないのでありまして、ここに市町村の規模の合理化ということが大きく浮かび上がって来るのであります。特に市に關しましては、最近政府におきましても終戦以来その権限の地方移譲に伴う弱小都市の濫立を防止し、真に都市としての実力あり且つ名実併うものだけに限定し、その育成強化につとめる方針に基づき、その設立等に関する地方自治法の規定の一部改正が今国会で審議されつつあります。(中略)この際目前の小異を捨て将来への飛躍的發展を期し、その基本的基盤たる市域拡充強化のため、隣接町村の合併に特別の御考慮御研究を煩わしたいのでありまして、(後略)



図10 合併勧告区域と組合区域の関係

表4 合併勧告前後の市町村数

	市町村数 (1950)	合併勧告での市町村数 (1952)	合併後の市町村数 (1960)	注釈
鳥取市	1	1	1	
米子市	1	1	1	
岩美郡	17	2	4	
八頭郡	25	8	8	
気高郡	26	2	3	
東伯郡	43	11	9	※ 東伯郡より1953年倉吉市 成立
西伯郡	40	8	9	※ 西伯郡より1955年境港市 成立
日野郡	17	3	4	
計	170	36	39	



図11 合併勧告区域と1970年の市町村区分

4. 昭和の町村合併

新制中学校の創設以後、僅か6年後には昭和の町村合併により大規模な自治体再編が始まり、これに伴い中学校の統合が進められた。そこで本章では先ず町村合併の経緯について分析を行う。

4.1 町村合併勧告

鳥取県では町村合併促進法施行前年(1952年7月)に、各市町村長に対し県知事名により市町村合併の勧告を行っている。市長・市議会議長宛勧告の一部を抜粋^{注22)}したのが表3で、地方財政の確立と健全化を実現するため、重要施策として自治体規模が小さな鳥取県の市町村規模の適正化が挙げられた。

さらに勧告では具体的な市町村合併案「各都市別町村合併勧告に

基づく規模一覧表」が示され、「これは各郡に昨年(1951年)十二月設置致しました町村合併促進審議会に夫々諮り、研究審議の上、答申を参酌し行ったものでありまして、自然的、社会的、経済的な諸条件を勘案した結果最も適当と認めた案であります。」との解説が記されている。一覧表には具体的な合併対象町村名・現人口・合併後の計画人口・合併計画図が記載されている。合併勧告線とかつて自治体で作られた組合立の境界線の関係を図10、合併勧告の計画市町村数と合併後の市町村数を表4に示す。

合併勧告と組合立の自治体範囲が一致している例は殆どなく、組合立設立自治体より勧告の方が広い自治体が多い。また組合立自治体間を分断して新たな自治体を設立している例も多く、市町村合併後の中学校の維持・管理の課題が各自自治体で生じていたといえる。また表4より、1950年の170市町村に対し合併勧告の計画市町村数は36であった。この勧告を受けた合併後の市町村数は東伯郡から成立した倉吉市と西伯郡から成立した境港市を加えた41市町村で、概ね計画通りに町村合併が進んでいる。

次に町村合併後の自治体と合併勧告の関係を図11に示す。大半の自治体が組合立構成自治体とは無関係に合併勧告通り市町村合併を行っている。一部勧告に従わず合併を行った自治体もあるが、大部分の自治体では表4の計画通りに合併が行われている。

4.2 町村合併の経緯

鳥取県の合併による市町村数推移を図12に示す。結果として、1950年時点の市町村数170(2市を含む)が1953年11月には121に減少し、1956年9月には53(4市を含む)市町村にまで合併された。その後は1960年時点で41市町村(4市を含む)となっている。このように、町村合併促進法の施行期間(1953.10.1-1956.9.31)の1953~1955年の間に合併のピークがあり(この期間内に7割減少)、1956年の新市町村建設促進法の制定以前に合併が重点的に促進されている。特に鳥取・米子市では周辺の小規模町村の大規模な吸収合併により市の面積が2倍以上に拡大している^{注23)}。郡部においても山口県と比較すると「県の勧告」の影響とも考えられる3~7村の大規模合併が目立ち^{注24)}、特に岩美町は1954年7月に9町村による合併で設立された。

当時の状況として鳥取県教育史の抜粋^{注25)}を表5に示す。鳥取県では、1952年11月の165市町村が1956年7月には53市町村と町村合併が推し進められたが、県教育委員会でもこの機会に小規模校の統合を推進しようとした意図もうかがえる。

4.3 町村合併の結果

町村合併前後(1950,1970年)の各自自治体の面積と人口を図13に示す。面積は、合併前は10km²以下の市町村が71/170自治体(42%)あり、40km²以下の自治体が多く存在していた。合併後は10km²以下は日吉津村のみで^{注26)}、81km²以上の自治体が増加している。人口は、3千人以下の自治体が117/170自治体と69%を占め、全体では5千人以下の自治体が9割近くに及んでいた。合併後は5千人以下の自治体が激減し、合併前には殆ど見られなかった6千人以上の自治体が増加した。特に1万人を超える自治体が4市町から10市町に増加し^{注27)}、中には人口密度の低い山間部で大規模な合併例もあり、日南町341km²(人口1.1万人,32人/km²)、智頭町225km²(人口1.2万人,55人/km²)等となった。以上より、町村合併促進法の適正規模(人口8千人)の通達が大きな影響を及ぼしたことが分かる。

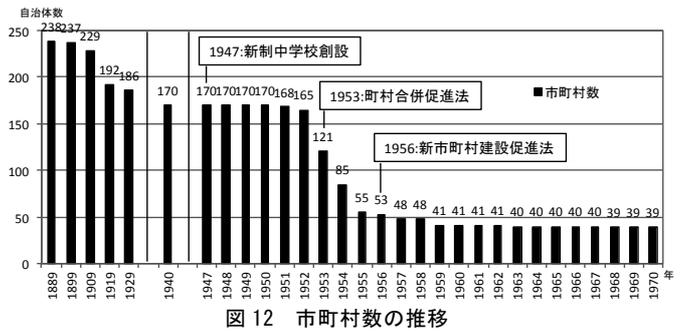


表5 町村合併と学校統合経緯(鳥取県教育史より抜粋)

地方行政調査委員会議の勧告を契機として、産業・経済・文化の発達に即応して、地方公共団体がその機能を十分に発揮して住民の福祉を増進するため、地方行政の合理化と能率化が強く要請されるようになった。このため、地方の行政単位としての市町村の区域を再編成し、その規模を拡大して能力を強化することが最も重要なことであるとすると機運が高まり、昭和28(1953)年10月に町村合併促進法が、また昭和31(1956)年6月には新市町村建設促進法が施行されることになった。その結果、市町村の合併が強力に推進され、本県では、昭和35(1960)年9月30日の市町村数は町村合併促進法施行当時に比べ、約30%に減少するに至った。(中略)小・中学校の統合・町村合併促進法が制定されてから、町村合併が強力に進められたが、その合併に付随しているいろいろな問題が起きた。学校施設の問題はその最たるもので、学校統合に反対する住民運動が各地で起こったのである。6・3制が実施されて10年を経たが、小規模学校の占める割合は大きく、これらの小規模学校は、教員の適正配置や施設設備などの拡充をはかる上に困難を伴うことが多かった。

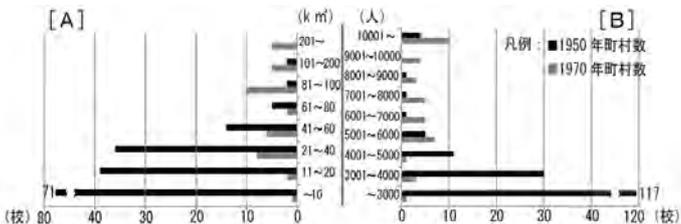


図13 [A] 面積分布図・[B] 人口分布図

5. 中学校の統合過程

5.1 中学校統合の背景(1949年から1953年)

鳥取県における学校統合は、特に統合の対象が中学校に向けられ、戦後新制中学校発足以来の小規模学校の教育効果があがらないことの懸念、財政的な非効率から、1949年から重要施策として検討され、県教育委員会において翌1950年には、「中学校整備強化の原則的事項」として、具体的な統合の形態と統合実施に関する原則的事項が定められた¹⁴⁾。「統合の形態」としては、「①教育職員免許法の施行に伴う中学校の教科運営を可能にするような生徒数600人を標準とする組合立中学校に統合する。②数ヶ町村の、一部事務組合の中に行政区画にとらわれないで、新しく学区を編成して組合立中学校をつくる。③地理的条件によって適当な規模の中学校にすることが可能な範囲で学校ブロックをつくる。」とされ、多くの組合立中学校の設置と、その後の中学校統合に影響を及ぼしたと考えられる。

また、上記「中学校整備強化の原則的事項」の「実施についての原則的事項」としては、「①通学距離は片道8km以内にする。②季節的に通学困難なものには寄宿舎を設置する。③暫定的建築であって本建築に着手していないもの。④小学校と併設し、同一施設又は同一校庭を使用し、相互に教育効果をあげる上に支障となっているもの。⑤財政的に極めて困難な状態にある中学校(ただし、通学距離8km内外であっても、四季を通じて通学困難のもの、本建築が完了して特別教室など施設の充実しているものは、例外として十分考慮する。)」とされ、創設期に青年学校の転用や小学校の間借りで賄われていた中学校校舎の整備とも合わせて統合が考えられた。

さらに、県教育委員会事務局内に「中学校整備強化促進委員会」が

表 6 昭和の合併協定書に記載された学校の維持・統合の方針、並びに 1970 年代前半までの動向

市町村名	昭和の合併協定書に記載された学校の維持・統合に関する具体的記述 (鳥取県町村合併誌より抜粋)	中学校 現状維持	中学校 統合示唆	中学校 統合明記	中学校 記載なし	その後の1970年代前半までの中学校統合状況 (各市町村史誌より抜粋)
1 鳥取市	小、中学校および診療所は現位置とし教育費は1953年度は各村予算を下らないこと。	●				1963年 神戸中・美和が江山中に統合(1964年に美和統合)。 1964年 明治中・大東が高草中に統合。 1967年 倉田が南中に統合。 1970年 箕敷屋第一中(旧・伯仙町)と箕敷屋第二中(旧・吉津村)が米子市・日吉津村組合立箕敷屋中に統合。
2 米子市	特に記載なし				●	
3 倉吉市	上井町、西郷村、上北条村、東郷町で組織する河北中学一部事務組合は改組して新市と東郷町で組織し、引き続き河北中学を運営する。上小鴨村、関金町で組織する一部事務組合は改組して新市と関金町で一部事務組合を組織し、引き続き鴨川中学を運営する。	●				
4 境港市	境町、上道村学校組合、余子村、中浜村学校組合は解散し、経営及び財産負債は新町に引き継ぐものとする。	●				1958年 誠道中・渡中・外江中が境港市立第二中に統合。
5 岩美町	小学校、中学校の措置は、当分現状とおとしする。	●				1958年 岩美中・東因中・岩井中が岩美中に統合。
6 国府町	小、中学校については現状通りとする。	●				
7 郡家町	小中学校の統合及び通学区域の変更について、小学校は現状どおりとする。上、中私都中学校の統合については、新町において研究実施するものとする。(その後の処理)協定通り実施 中学校統合を1960年10月1日実施。			●		1960年 上私都中・中私都中・中央中が中央中に統合。
8 河原町	教育文化施設の統合整備に関する事項 小学校(6)、分校(3) 地勢の関係上統合は不適当であるので現位置に存置する。(その後の処理)5校に統合し、旧町村単位に1校存置する。中学校(2)(旧八上村一、旧河原町一)八上中学校及び八上頭中学校は存置する。ただし必要があれば統合する。(その後の処理)1校に統合(1962年4月)河原町立河原中学校として河原町大字奥田(旧八上村)に新築。			●		1962年 八上中・八頭第一中が河原中に統合。
9 船岡町	大江小学校の改築及び体育館の新築。(その後の処理)1953年度実施。	●				
10 用瀬町	小学校、中学校の措置 小学校 現状通りとし通学区域の変更は行わないこと。中学校 将来は統合を考慮することとしその間の教育運営の方法は後日研究善処すること。なお生徒の異動は行わないこと。(その後の処理)中学校については二ヶ年継続事業として鉄筋コンクリート三階校舎の実現を図った。			●		1956年 社中・三角中が用瀬中に統合。
11 智頭町	諸施設の統合整備に関する事項 小学校、中学校は現在のまま存置するものとする。山郷小学校の校庭及び講堂を修理すること(合併後一ヶ年以内)。小学校特別教室を増築すること(合併後五ヶ年以内)。小学校にプールを新設すること(合併後五ヶ年以内)。	●				1960年 智頭中・南因中・山形郷が智頭中に統合。
12 八東町	特に記載なし				●	
13 若桜町	諸施設の統合整備に関する事項 小学校 統合は行わず現状通りとする。若桜小学校、池田小学校、吉川小学校。吉川小学校の改築を1954年度中に実施すること。通学区域の変更は行わないこと。中学校 中学校は統合し旧若桜町に新設するものとする。新設する中学校は現在計画中のものを基本として1954年度内にこれを建設する。但し、池田中学校は自分の開校状況のまま存置し通学区域の変更は行わない。(その後の処理)小学校については、統合、通学区域の変更は行わず若桜小学校、池田小学校、吉川小学校、吉川小学校を併立併置して設置している。吉川小学校、池田小学校は、耐震等級並びに老朽度合い等を勘案しその改築並びに池田中学校校舎の転用等が協定書にあり吉川小学校については1954年改築され池田小学校は中学校校舎に伴い池田中学校の校舎を転用し更に1960年度体育館を改築した。中学校については、中学校は統合が現実の問題として困難であるので今後交通機関の発達、社会情勢の変遷等により住民の意思により近い将来に統合すると教育財政の合理化のため、教育効果の面から更に新町住民意識の一体化の点からきわめて有効な行政施策と考へ一部の住民の反対もあつたが町村合併促進法施行以来県下に率先し中学校統合を1957年4月6日実現し同年11月国務大臣自治庁長官の表彰を受けた。				●	1957年 若桜中・池田中が若桜中に統合。
14 気高町	小中学校の措置 酒津、宝木両小学校、宝木、気高両中学校を統合し、他はそれぞれ合理的に整理統合する。	●				1956年 気高中・宝木中が気高中に統合。
15 鹿野町	中学校措置 当分現状通りとし、新町教育委員会に一律にする。	●				
16 青谷町	学校は現状通りとする。	●				1958年 青谷中・山西第一中・山西第二中が青谷中に統合。
17 東郷町	小中学校の敷地位置通学区域についてはそれぞれ現状のままとするが花見村において河北中学校より東郷中学校へ転学を希望する者については東郷中学校へ収容すること。(その後の処理)中学校及び小学校の施設改善を期し危険校舎の解消と併せてこれが統合整備と教育の合理的な振興を図る。	●				
18 羽合町	学校施設を整備する。(その後の処理)1953年野小中学校改築、昭和29年長瀬小中学校改築、1956年より長瀬津津津津野の四小学校の給食施設を完備し、1958年より鉄筋3階小中学校統合校舎建築に着手し、1960年完成した。1960年羽合中学校鉄筋3階建15教室の建築に着手し1962年完成した。	●				1970年 羽合中・泊中・北条中が北濱中に統合。
19 三朝町	小、中学校の敷地及び通学区域について 現状とおとし、合併後、関係機関において研究する。	●				1961年 三朝中・小庭中・旭中・竹田中が三朝中に統合
20 関金町	小学校の敷地位置通学区域 現状の通りとする(その後の処理)(1958年4月1日 南谷小学校、矢追小学校統合、関金小学校とする)				●	
21 北条町	新町の文化水準の向上と住民福祉の増進を図るため、教育文化施設、保健衛生施設、消防及び社会福祉施設の拡充整備を図ること。(その後の処理)小学校統合校舎建築9万5千円(1961年から1964年)など、総合社会教育指定地区等となった。	●				1970年 羽合中・泊中・北条中が北濱中に統合。
22 大栄町	第一次合併時の協定事項(小)小学校の特別教室の新築があり、計画通り完成を見ている。現在町立の緑ヶ丘中学校と大栄町・鹿野市でもつ組合立大通中学校の統合を企図し歩を進めているが、1964年度から三ヶ年で完成することとなる。	●				1964年 緑ヶ丘中・大瀬中が大栄中に統合。
23 東伯町	小学校の敷地及び位置、通学区域については 敷地及び位置は現状通りとし、通学区域については新町の機関で協議決定する。一部事務組合の取扱については 八橋町、浦安町中学校組合及び下郷村外二カ村学校組合は解散し、その事務を新町に引継ぐ。	●				1950年 聖郷中・古布庄中が聖郷中に統合。 1951年 八橋中・浦安中が東伯中に統合。 1964年 東伯中・聖郷中が東伯中に統合。
24 赤碓町	特に記載なし				●	
25 淀江町	その他 今津地区の小学校児童及中学校生徒の通学は本年度中現状の通りとする。	●				
26 中山町	第一次合併 一部事務組合の取扱について 逢坂村外二カ村学校組合は改組し、新しく逢坂村と事務組合を組織するものとする。小中学校の敷地及び通学区域について 現状のままとする。第二次合併 小中学校の通学区域の変更について 新町の教育委員会と協議の上決定する。	●				
27 名和町	中学校の敷地、学名及び通学区域について 小、中学校の敷地及び学名は現状の通りとする。小学校の通学区域は、庄内村大字高田の内高田原を名和小学校大分校区に、光徳村大字西坪の内御末原駅付近を御末原小学校区にする外は現在の通りとする。中学校の通学区域は、現在の通りとする。	●				
28 大山町	特に記載なし。				●	1956年 所子中と高麗中が大山中に統合。 1969年 大山一中和大山二中が大山中に統合。
29 伯仙町	小中学校の取扱いについて 小学校は現状通り大高小学校、県小学校として通学区域は従前の通りとする。県小学校に講堂を新築し大高小学校に校舎を増築を行う。中学校は現状通りとし屋内体操場及び教室の増築を行う。(その後の処理)箕敷屋第一中学校 1958年木造講堂新築、1959年木造講堂新築、1960年便所新築、1961年家庭調理室新築、1962年校庭拡張。	●				1970年 箕敷屋第一中(旧・伯仙町)と箕敷屋第二中(旧・吉津村)が米子市・日吉津村組合立箕敷屋中に統合。
30 会見町	一部事務組合の取扱について 手間村外二カ村中学校組合は現在在校生が卒業するまでの間現行のままでとする。	●				
31 西伯町	中学校一部事務組合は解散する。(その後の処理)協定どおり。境部落からの中学校通学生徒に通学の便利をはかる。(その後の処理)他の遠隔地より通学する生徒との調整のため不履行。	●				
32 岸本町	一部事務組合の取扱について 手間村外二カ村中学校組合は現在の在校生が卒業するまでの間現行のままでとする。その他中学校の統合は新町建設計画運行上必要の生じたとき実施する。(その後の処理)中学校は、新町建設計画をすすめていく上で必要が生じたときに統合(八郷中学校と大幡中学校)することになったが、1958年4月1日中学校を統合し、岸本中学校が発足した。			●		1958年 八郷中・大幡中が岸本中に統合。
33 溝口町	特に記載なし。				●	1962年 溝口中・日光中が溝口中に統合。 1963年 溝口中・二部中が溝口中に統合。 1960年 江尾中・日光中・米沢中・神奈川中が江府中に統合。
34 江府町	第一次合併 小学校中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項 小学校の整備 江尾小学校、明倫小学校、米沢小学校、俣野小学校は、現在の位置は変更しない。小学校校舎の増設新築の方針 米沢小学校下敷屋分校は建築以来80年を経過して老朽校舎につき1954年度において新築する。(その後の処理)1958年3月改築。小学校の学区 現在の校区は変更しない。中学校の学区 江尾中学校、神奈川中学校、米沢中学校。中学校校舎の増設新築の方針 現在においては増改築をしない。中学校の学区 変更しない。小中学校校舎の転用の方針 中学校3校を五ヶ年以内に統合し統合後の校舎は小学校、保育所に転用する方針のもとに統合推進を計る。(その後の処理)1959年4月江府中学校として統合、三ヶ年間新校舎建設、旧校舎は日野実校、各小学校に転用する。第二次合併 小中学校の設置、通学区域の問題 中学校については合併と同時に江尾中学校に編入すること併せて寄宿舎の設備すること。(その後の処理)合併と同時に江尾中学校に編入寄宿舎は1960年より設置する。小学校については現在のところ組合立立大河原分教場は存置すること。その間可成早急に日光地区独立小学校の建設を要する。(その後の処理)小学校は組合立として大河原分教場は存置して現在に至る。			●		
35 日野町	黒坂小、中学校の施設を拡充する。特に黒坂中学校の体育館を早急に建設する。黒坂中学校は動かさない。	●				1954年 日野中が根野中に統合。
36 日南町	特に記載なし。				●	1971～1973年 石見中・大宮中・山山中・阿羅緑中・日野上中・多里中・福栄中が段階的に日南中に統合。

注)左端の数字は、図14中の○数字と共通で示している。

設けられ、統合対象 11 カ所(該当 22 校)を決定し、統合奨励を進め実現に努めた。この結果、1952～1953 年にかけて、統合校 5 校(聖郷・東伯・淀江・鴨川・根野中)への再編が実施され、特に聖郷中では山間部遠隔地区生徒のために県内初のスクールバスの運用と共に統合後に寄宿舎も新築している^{注 28)}。「(統合)実施についての原則的事項」内に「②季節的に通学困難なものには寄宿舎を設置する」とあるように、冬季に積雪量の多い山陰地方では統合時に遠隔地区の生徒へ

の通学・宿舎支援の必要性もあった。このように全国に先駆けて着手された鳥取県の学校統合^{注 29)}は、1954 年以降「学校統合五ヶ年計画」が逐次発表され、市町村合併の促進と相まって強力に推進され、図 2 に示す通り中学校の統合は 1974 年まで見られる。

5.2 町村合併に伴う自治体の中学校の維持・統合の方針

1950 年代の町村合併時の合併協定書に記載された各自自治体の学校の維持・統合方針に関する部分¹⁵⁾を抜粋整理したのが表 6 である。



図 14 中学校分布(1970 まで)

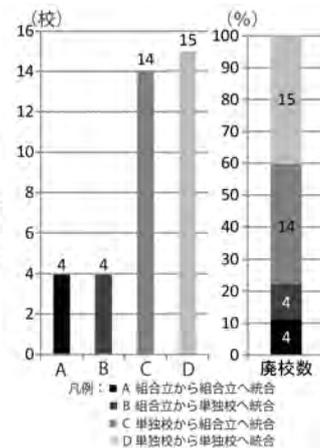


図 15 廃校の統合パターン

表中央列に整理したように、町村合併に伴い成立した 36 自治体の内、合併協定書に中学校を現状維持としたのが 19 自治体、将来の統合を示唆したのが 2 自治体、統合を明記したのが 7 自治体、小学校を含め学校に関する記載がないのが 8 自治体である。また、表右に町村合併後から 1970 年代前半までの中学校統合状況を各市町村史誌よりまとめた。これらを照合すると、将来の統合を示唆した 2 自治体と統合を明記した 7 自治体の計 9 自治体の全てで 1956～1964 年の間に中学校を統合し、1 町 1 中学校としている。これら 9 自治体は町村合併が中学校統合と密接に関係した事例といえる。さらに、1970 年代前半までの中学校統合状況より、合併時の合併協定書では現状維持または特に記載なしの 27 自治体内、13 自治体が 1954 年以降に中学校を統合し、多くが 1 町 1 中学校としている。この結果、昭和の町村合併により成立した 36 自治体内、6 割以上の 24 自治体で第二次ベビーブームが起こる 1970 年代前半までに中学校の統合を進め、多くの町村では 1 町 1 中学校となり、町村合併とその区域設定が中学校統合の時期や範囲に大きな影響を及ぼした。

5.3 中学校統合の経緯(1953 年から 1970 年)

1970 年までの中学校分布を図 14^{注 30)} 示す。1947 年時点で組合立中学校を設立していた自治体も合併後の自治体区分に合わせ統合を行っている。ただし、一部の自治体の統合中学校 2 校では将来の生徒数減少に伴う学校運営への危機感から、自治体区分を越え隣接する自治体と統合を行っている^{注 31)}。廃校 37 校を見ると、1947 年時点の単独校 29 校、組合立 8 校が 1970 年までに廃校になっており、県内全域において創設期の単独校の多くが統合されている。また、統合を行った 24 自治体中、日本海に面さない 12 自治体では、いずれも中国山地側から日本海側へ、もしくは海側に向かう主要街道沿いの方角へ向けて統合されている。残りの日本海に面する 12 自治体においても、内 5 自治体(大山・東伯・青谷・鳥取・岩美)ではより一層日本海側の方角へ向けて統合されている。全体として、合併後の自治体内のより日本海側の開けた地域に立地する中学校へ統合されたことが読み取れる。尚、単独校が多く設立されていた鳥取県西部でも多くの中学校が 1970 年までに統合を行ったが、図 14 注 2 に示す日南町では 1970 年代前半に 7 校が 1 校に統合された^{注 32)}。

廃校 37 校の統合パターンを図 15 に示す。単独校から単独校へ統合を行ったパターン D の 15 例(40.5%)は、大山以西の単独校創設が多かった鳥取県西部に多い。特に大山周辺の中山間地域の 5 町(

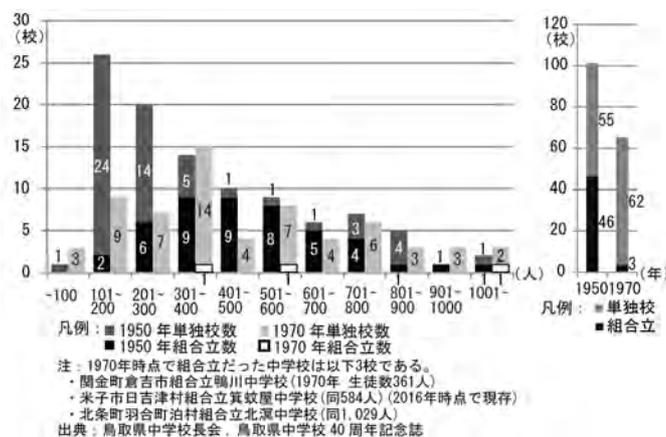


図 16 生徒数別学校数(1950-1970)

大山・岸本・溝口・江府・日野)では、合併後の自治体内の生徒数の少ない単独校同士を統合している。次に単独校から組合立へ統合したパターン C の 14 例(37.8%)は生徒数の少ない単独校を合併後の自治体内の比較的生徒数の多い旧組合立中学校に統合したものである。特に中部の三朝、東部の郡家や用瀬等の関金以東の中部東部の中山間地域で見られる。組合立で創設されたにもかかわらず他校へ統合され廃校となったパターン A とパターン B が 8 例(21.6%)ある。その一方で、創設期に組合立として設置された 42 校の内、パターン C とパターン A の組合立 18 校が統合先として存続したことは、組合立として創設し一定の生徒数規模を確保した方策が、学校の存続に有効であったことを示している。

次に町村合併前の 1950 年と合併後の中学校再編が概ね完了した 1970 年時点の生徒数別学校数を図 16 に示す。1950 年時点では、小規模校の多い単独校に対し、概ね適正規模に近い生徒数の組合立という関係にあったが、1950～1970 年の 20 年間で 40 校弱が減少し、1953 年以降の町村合併に伴い旧自治体間の組合立から新町村立単独校への移行が進められ、1970 年時点で組合立は 3 校のみとなった。この結果、1970 年時点の中学校は生徒数 301 人以上が全体の 7 割(46 校)を占め、多くの中学校が旧組合立に近い規模へ統合され、1950 年時点の生徒数 300 人以下の学校が大幅に減少したが、町村合併と学校統合後も生徒数 200 人以下の小規模校が 12 校あり、その後の更なる小規模化をもたらすことになる。

6. 結論

明治期には戸長区と小学区の再編調整を経て町村合併が実施され¹⁶⁾、その後小学校の義務教育化が実現しており、学校を設置する地方自治体の改革が優先された。しかし、戦後の日本では新制中学校の設置が先行し、自治体再編が後行したため、様々な混乱をもたらした。本論では鳥取県を対象に、昭和の町村合併と新制中学校統合の関係についてその歴史的経緯を実証的に整理した。

- 1) 新制中学校設立の際、鳥取県では当初 87 校の大規模学校構想が計画され、原則組合立で 12 学級 600 人規模の中学校を設立する方針であったが、校区・校舎の位置、冬季や距離上の通学問題、住民感情等から、97 校(組合立 42 校、単独校 55 校)が設置された。1950 年時点には、600 人を満たす中学校は市町部を中心とする 20.8%に止まり、郡部を中心に 8 割の小規模校が存在するという課題を抱えていた。特に組合立は方針の規模に近い生徒数であったのに対し、単独校は小規模校が多かった。
- 2) 昭和の町村合併期には 1950 年の 170 市町村が 1960 年には 41 市町村となった。そしてこの機会に県教育委員会でも中学校統合の具体的な勧奨を実施する等、小規模校の統合が推進された。鳥取県の中学校再編は 1949 年から重要施策として検討され、全国に先駆けて行われた。1950 年には具体的な「統合の形態」と「統合実施についての原則的事項」が定められ、さらに 1954 年以降も「学校統合五か年計画」が逐次発表され、昭和の町村合併の促進と相まって強力に統合が推進された。
- 3) 昭和の町村合併時の合併協定書を取り決めた 36 自治体の内、21 自治体において 1970 年代前半までに中学校の統合が進められ、多くの町村部で 1 町 1 中学校となった。昭和の町村合併とその区域設定が中学校統合の時期や範囲に大きな影響を及ぼしたことが確認された。
- 4) 鳥取県は明治の町村合併後の自治体数が多く、1947 年時点までこうした小規模自治体の多くが存続したことが、中学校創設時の学区や学校数を規定する条件となった。1948 から 1949 年には厳しい財政事情の下で校舎の新設が行われ、組合立中学校創設に向けた取組みもなされた。こうした中で、1953 年以降の急速な町村合併により、それまでの経緯とは関係なく中学校の再編統合が進められたことは、義務教育施設の設置に対し自治体改革が遅れた場合にもたらされる課題を歴史的事実として示している。
- 5) 1954 年以降は県主導の強力な町村合併の推進に歩調を合わせ、県教育委員会の学校統合計画に基づいて中学校の統合が行われた結果、鳥取県では中国地方の他県と異なり II 期までに中学校の再編をほぼ完了した。鳥取県における早期の統合一計画の実施は、1970 年代以降に少子化が進む中で 40 年にわたる安定的な中学校の継続運営に寄与したとも言える。
- 6) 新制中学校創設期に組合立で設立された 42 校の内、1970 年時点で 18 校(5.3 の A・C パターン)が他校との統合時に統合先として存続したことは、組合立として創設し一定の生徒数規模を確保する方策が、自治体再編に合わせた統廃合の動きの中でも、学校の存続に対し有効な設立方法であったと言える。

鳥取・鳥根の山陰両県では現在も少子化により小中学校の児童生徒数の減少が進んでおり¹⁷⁾、昭和の町村合併時の自治体範囲内に小中学校を残す手段の一つとして、施設一体型校舎^{注 33)}の小中一貫校

の設置が進められている^{注 34)}。半世紀にわたる中学校とその地域的つながりを残したいという地域住民の希望は強いと推測されるが、こうした近年の小中学校の再編動向の把握と地域施設計画論としての位置付け及び評価に関しては今後の課題としたい。

尚、本研究は日本学術振興会科学研究費(25289210)及び鳥取県環境学術研究等振興事業の助成を受けたものである。

注

- 注 1) 町村合併促進法：第一条 この法律は、町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に促進し、もって町村における地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする。第三条 町村は、おおむね八千人以上の住民を有するのを標準とし、地勢、人口密度、経済事情その他の事情に照らし、行政能率を最も高くし、住民の福祉を増進するようにその規模をできる限り増大し、これによつてその適正化を図るよう相互に協力しなければならない。
- 注 2) 「町村合併促進法」施行以降、市町村数は全国で 10,505(1947 年)から 3,975(1956 年)になった。鳥取県では 1947 年当時の市町村区域の大半は明治 22 年(1889 年)の市制・町村制施行当時のままで、170 市町村あったが、1956 年には 53 に、さらに「新市町村建設促進法」によって 1963 年には 40 になった。この町村合併促進により、1953 年から 1970 年代前半期に中学校の統合が行われた。
- 注 3) 新市町村建設促進法：第一条 この法律は、町村合併を行つた市町村の新市町村建設計画の実施を促進して、新市町村の健全な発展を図り、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進することにより、地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする。
- 注 4) 「公立小・中学校の統合方策についての方針(中央教育審議会)」において小規模校の統合規模として「概ね 12 学級ないし 18 学級を標準とする」、通学距離は「小学校児童は 4km、中学校生徒は 6km」の基準が示された。
- 注 5) 義務教育諸学校施設費国庫負担法とは、公立の義務教育諸学校等の施設の整備を促進するため、学校建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することを定めるとともに、文部科学大臣(文部大臣)による施設整備基本方針の策定及び地方公共団体による施設整備計画に基づく事業に充てるための交付金の交付等について定め、もって義務教育諸学校等における教育の円滑な実施を確保することを目的としたものである。
- 注 6) 参考文献 9 の p. 33 より、1950 年の鳥取県の町村平均人口は 2,856 人、全国の同人口は 5,115 人であり、鳥取県内の町村は小規模だった。
- 注 7) 組合立学校とは、地方自治法に基づき複数の自治体が一部事務組合を設けて運営する公立学校を指す。1947 年 1 月の教育刷新委員会議決の学制改革実施計画案において「中学校 2. 市町村はその区域内にある義務就学者を収容するに必要な中学校を設置すること。学校組合を認めることは従来通りとすること。」とあり、戦前も学校組合の制度は一般的に用いられていたことが分かる。
- 注 8) 図 1 の学校推移数、学校数増減率には中学校分校は含まれておらず、中学校本校のみの数字である。
- 注 9) ベビーブーム等による生徒数の増減状況から、1949-1962 年までを I 期、1963-1977 年までを II 期、1978-1987 年までを III 期、1988-2002 年までを IV 期、2003-2011 年までを V 期に区分している。
- 注 10) 鳥根県教育委員会では 1950 年に「組合立中学校設置勧奨の基本方針」を定め、当時の学校数 250 校の内、組合立勧奨の対象学校数 170 校・成立後の組合立学校数 70 校・減少する学校数 100 校を目標に統合が進められた(鳥根県中学校教育 20 年史, pp. 12-14, 1968 参照)。
- 注 11) 鳥取県では第二次ベビーブーム世代の中学校入学や宅地開発と共に、1985 年から 1995 年にかけて、鳥取市・境港市・米子市・北条町の 4 自治体において中学校の分離新設が行われた。
- 注 12) 図 3 は <http://tamotchi.skr.jp/geo/hensen31/index.html> や鳥取県史などの情報を基に筆者が作図したものである。
- 注 13) 1886 年(明治 19)に「小学校令」により、尋常小学校 4 年間で義務教育となり、1887 年には鳥取県内各集落に尋常小学校や簡易小学校が開設された。1889 年「市制・町村制」により、明治の町村合併が行われ 238 市町村となって地方自治制度が確立すると共に、1890 年に新たな「小学校令」が公布され、市町村もしくは町村学校組合の負担で尋常小学校を設置することが定められた。(鳥取県教育史, pp. 447-455, 1957、日南町史, 自然・文化, pp. 153-167, 1984 参照)。

注 14) 鳥取県では新制中学校の発足前の 1947 年 2 月～3 月に新学制実施準備協議会での協議の結果、新制中学校学区設定試案が発表された。ここでは組合立を原則とした 12 学級 600 人を単位基準とする 87 校の大規模中学校構想が示された。設置については、中学校の将来のために、1. 地域社会の教育環境の拡大、2. 独立校舎の確保、3. 教育内容・教育組織の充実、4. 教育経費（財政）の健全化等の観点から、組合立中学校の設立を理想とされたが、最終的な学校設置案は試案よりも多い 96 校が設置され、小規模校も多くあった（鳥取県教育史、戦後編、pp. 39-48, 1959 参照）。

注 15) 鳥取県史、近代、第 4 巻、pp. 161-163, 1969, 創設期の新制中学より、1947 年創設の新制中学校は 96 校が設立されたが、本論文では 1948 年に設立された鳥取市立鳥取南中学校を加えた 97 校としている。

注 16) 鳥取県教育史、戦後編、p. 53, 1959 に掲載された発足当時の中学校一覧等によれば、1947 年 4 月に米子市では第一から第四までの 4 中学校、鳥取市では鳥取北・西・東の 3 中学校が発足している。続いて 1948 年 4 月には鳥取市で鳥取南中学校が発足していることから、創設期に鳥取市では 4 校が単独開設されたとしている。

注 17) 山間部の日野郡の中学校統合には、冬季用の寄宿舎を整備する必要があった。現在の江府町では 1960 年の江府中学校への統合に際し、寄宿舎も整備された（江府町史、p. 980, 1975 参照）。また、現在の日南町でも 1974 年の日南中学校への統合に際し、寄宿舎も整備された（日南町史、自然・文化、昭和、p. 323, 1984 参照）。

注 18) 1946 年 10 月 25 日、教育刷新委員会第八回総会 特別委員会 中間報告

注 19) 創設期の中学校校舎の設置状況については「開校はしたものの、独自の校舎もなく、その学習指導は小学校の間借り、青年学校、その他倉庫等を利用したり、講堂の間切教室、甚しくは青空教室といって野外で行われた。しかも二部授業、三部授業の変則授業すら生じたのである」（鳥取県教育史、p. 29, 1979 参照）。

注 20) 1947 年の新制中学校創設では、各市町村が戦後の混乱期に校舎・教員・財源面で苦慮したことが各市町村史に記載されている。日南町でも、「各村では新学制実施準備協議会を作って、新しい中学校を間に合わせることに苦心した。小学校は国民学校がそのまま使用されたが、中学校には校舎もなく教員もいなかった。やむなく、校舎は青年学校を使ったり、小学校の建物や公会堂その他を借用した。国の補助金も乏しく村の財政も深刻で、その解決のために、村長はじめ関係者の長期にわたる必死の努力が重ねられた」（日南町史、自然・文化、p. 186, 1984 参照）。

注 21) 鳥取県内での RC 造中学校校舎の建設は、市町村誌によれば、1955 年 3 月の大村・用瀬町・社村の町村合併時に統合中学校の建築が始められ、1956 年 4 月社・三角の両中学校が統合され、1957 年 2 月新敷地に鉄筋コンクリート三階建ての用瀬中学校校舎（3,038 m²）が完成したのが最初である。引き続き、1958 年 3 月八郷、大幡中学校の統合による岸本中学校の開校を控えて、同年 1 月鉄筋コンクリート三階建てが完成している。また、米子市中学校教育史では 1960 年頃より RC 造に移行したとの記載もある。

注 22) 鳥取県町村合併誌、p. 212, 1964 より抜粋

注 23) 鳥取県統計年鑑によれば、近隣町村との合併により鳥取市の面積は 1952 年の 43.8 ㎏から 1954 年には 218.0 ㎏に、米子市の面積は 30.8 ㎏から 73.9 ㎏に拡大している。

注 24) 郡部の主な大規模合併例は、東部では岩美町(9 町村合併)、郡家町(6 町村)、河原町(6 町村)、青谷町(5 町村)、気高町(5 村)。中部では三朝町(5 村)。西部では日南町(7 村)、西伯町(5 村)がある。

注 25) 鳥取県教育史、p. 523, 1979 より抜粋

注 26) 日吉津村の面積は 4.2 ㎏である。製紙企業の企業城下町であり、米子市に隣接する。2017 年現在でも鳥取県唯一の村として存続しており、中学校は米子市との組合立箕敷屋中学校を運営する。なお、箕敷屋中学校は 2017 年現在では県内唯一の組合立中学校である。

注 27) 1950 年で人口 10,000 人を超えるのは、鳥取市・米子市・智頭町・倉吉町の 4 市町であった。1970 年では、鳥取市・米子市・倉吉市・境港市・岩美町・智頭町・気高町・青谷町・東伯町・日南町の 10 市町であった。

注 28) 鳥取県中学校創立四十年記念誌、p. 21 に「古布庄中、聖郷中統合して聖郷中（スクールバス県下第 1 号）」とある。また、東伯町誌 p. 384 の聖郷中の略年には「1950 年統合。1951 年実質統合、古布庄地区生徒はスクールバス利用により通学。1953 年寄宿舎新築」とある。なお、後年ではあるが県内でも特に山間部の日南町では 1974 年に山間部のスクールバスや冬季寄宿舎も整備された上で統合が実現している。

注 29) 鳥取県教育史、p. 526, 1979 に「5 件の統合が行われた。こうして全国に先がけていち早く着手した本県の学校統合は、現実の必要性を具現したことにより、さらに強力で推進する段階となった」とある。

注 30) 中学校分布は本校のみで分校は含まれていない。尚、図中に丸数字で表 6 左端の数字を記入し、中学校統合状況との整合性を担保している。

注 31) 昭和の町村合併後の町村域を越えた形で統合した中学校には、1953 年に南谷村・矢送村・山守村が合併して関金町が発足したことに伴い、山守村立山守中と組合立鴨川中を統合し、関金町倉吉市組合立鴨川中と改称したものと、1970 年に羽合町立羽合中・泊村立泊中・北条町立北条中が統合し、2 町 1 村の組合立北浜中となったものの 2 校がある。羽合町史では、「1960 年ごろから生徒の減少傾向を心配し、将来の学校運営に対する心配があるため、1967 年には隣接自治体と協議をはじめた」とある。

注 32) 1959 年の町村合併後、1960 年 2 月に町議会から町長への意見書に、「中学校は将来一校とすべき（中略）、充実した校舎及び教材に（中略）期待」とある（日南町史、近代政治経済二、pp. 405-412, 1984）。1974 年に山間部のスクールバスや冬季寄宿舎も整備され、586 名の統合校が発足。

注 33) 文部科学省初等中等教育局「小中一貫教育等についての実態調査の結果（2014 年 9 月）」内の小中一貫教育校舎の設置状況の分類に基づく。

注 34) 山陰両県の施設一体型校舎での小中一貫校には、鳥取市立湖南学園・若桜町立若桜学園、松江市立八束学園（旧八束町）があり、いずれも筆者らの調査より、少子化によって地域に小中学校校舎を存続させることを理由に一貫校を設置している。さらに鳥取市旧福部村では幼小中一貫校の福部未来学園が 2016 年度に名目統合し、早ければ 2018 年度から統合校舎での運用が予定されている（朝日新聞 2016 年 4 月 21 日鳥取版 25 面参照）。

参考文献

- 1) 安田隆子：学校統廃合-公立小中学校に関わる諸問題-, 調査と情報 第 640 号, pp. 1-10, 2009. 4
- 2) 屋敷和佳：小・中学校統合の進行と学校規模, 国立教育政策研究所紀要, 第 141 集, pp. 19-41, 2012. 3
- 3) 藤野哲生・藍澤宏・菅原麻衣子：公立小学校廃校の要因とその課題に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, No. 649, pp. 579-585, 2010. 3
- 4) 斎尾直子：公立小中学校の統廃合プロセスと廃校舎利活用に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, No. 627, pp. 1001-1006, 2008. 5
- 5) 野沢英希・谷口元・恒川和久・太幡英亮：廃校のある地域属性の特徴と再利用に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, No. 674, pp. 865-872, 2012. 4
- 6) 山本幸子・中園真人・清水聡士：廃校となった公立小中学校施設の運用状況, 日本建築学会技術報告集, 第 18 巻 第 38 号, pp. 351-354, 2012. 2
- 7) 中園真人他 7 名：山口県における公立中学校の生徒・学校数の推移 (1963-2011), 日本建築学会技術報告集, 第 21 巻 第 48 号, pp. 753-758, 2015. 6
- 8) 細田智久他 6 名：鳥根県における公立中学校の生徒・学校数の推移 (1960-2010), 日本建築学会技術報告集, 第 22 巻 第 51 号, pp. 689-694, 2016. 6
- 9) 林正巳：町村合併の政治地理的研究：第 1 報 鳥取県, 人文地理学会人文地理 7(4), pp. 284-293, 1955
- 10) 鳥取県：鳥取県史、鳥取県教育委員会：鳥取県教育史、鳥取県中学校校長会：鳥取県中学校創立四十周年記念誌・中学校 40 年の歩み、県内各市町村：気高町誌、鹿野町誌下巻、大山町誌、青谷町誌、智頭町誌、米子市中学校教育史、新修米子市史第 4 巻、名和町誌、岩美町誌、東伯町誌、国府町誌、佐治村誌、倉吉市史 第三巻 近・現代編、倉吉市誌、新修 境港市 本文編、境港市史 下巻、鳥取市教育百年史、溝口町誌、江府町史、日野町誌、中山町史、日南町史、淀江町誌、日吉津村誌 下巻、岸本町誌、会見町誌 完結編、会見町誌 続編、西伯町誌、赤崎町誌、大栄町誌、新修北条町史、北条町誌、三朝町誌、東郷町誌、泊村誌、羽合町史（後編）、用瀬町誌、若桜町誌、八束町誌、八束町 45 年史、河原町誌、船岡町誌、郡家町誌、新編 八頭郡誌 3 巻 八頭郡教育のあゆみ、福部村誌
- 11) 鳥取県教育委員会：鳥取県教育史、戦後編、pp. 39-43, 1959
- 12) 鳥取県：鳥取県史、近代、第 4 巻、創設期の新制中学、pp. 161-163, 1969
- 13) 八頭郡町村会：新編八頭郡誌、3 巻、八頭郡教育のあゆみ、p. 300, 1988
- 14) 鳥取県教育委員会：鳥取県教育史、pp. 523-724, 1979
- 15) 鳥取県：鳥取県町村合併誌、pp. 224-330, 1964
- 16) 牛島朗・中純一・中園真人：山口県における明治初期の戸長区と小学区の再編が町村合併に及ぼした影響, 日本建築学会計画系論文集, No. 726, pp. 1685-1694, 2016. 8
- 17) 細田智久他 6 名：鳥取県における公立小学校の児童・学校数の推移 (1960-2011), 日本建築学会技術報告集, 第 21 巻第 47 号, pp. 275-280, 2015. 2

PUBLIC JUNIOR HIGH SCHOOL FOUNDATION AND REORGANIZATION BY MUNICIPAL MERGER IN THE SHOWA PERIOD IN TOTTORI PREFECTURE

Tomohisa HOSODA Mahito NAKAZONO** Ryota MITANI*** Akira USHIJIMA****
and Reiko SHIMOKURA******

*Associate Prof., National Institute of Technology, Yonago College, Dr.Eng.

**Prof., Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.

***Graduate Student, Graduate School of Science and Eng., Yamaguchi Univ.

****Assistant Prof., School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ, Dr Eng.

*****Associate Prof., National Institute of Technology, Kure College, Dr.Eng.

1. Introduction

After World War II, new junior high schools were established in many municipalities by the reform of the school education system. Later, at the time of implementing the municipal merger of Showa, many of these new junior high schools were consolidated.

2. Purpose

This paper addresses the reorganization process of public junior high schools in the Tottori Prefecture. This paper considers that the local government finished the consolidation of junior high schools in the first half of the 1970s and organized a new junior high establishment status that were implemented in 1947. This paper aims to clarify the relationship between the municipal merger and the consolidation of junior high schools in Showa in each municipality since 1953.

3. Conclusion

After World War II, the Tottori Prefecture had many municipalities compared to the expected number for its resident population, and many small new junior high schools were founded in 1947. In 1950, the Prefecture Board of Education established the "junior high school maintenance strengthening of the principle matters," which included the policy of establishing joint junior high schools that are shared by several small municipalities. The "junior high school maintenance strengthening promotion committee" determined and encouraged the amalgamation for 22 junior high schools. However, after enforcing the Municipal Merger Promotion Law of 1953, small-scale municipalities were themselves amalgamated as a result of a recommendation based on a merger plan encouraging prefecture governments. There was little relationship between the recommended municipal areas and the catchment area of joint junior high schools, and recommendations regarding municipal mergers were prioritized. Therefore, the "Five-Year School Reorganization Plan" of 1954 proposed the junior high school reorganization policies that were considered the future municipal mergers.

Of the 36 municipalities that negotiated the merger agreement at the time of merging of Showa, 21 municipalities promoted the amalgamation of junior high schools in the first half of the 1970s, became each town 1 junior high school. The result of the municipal merger of Showa had a major impact on the timing and scope of the reorganization of junior high schools. In particular, nine municipalities that wrote amalgamation of the future in merger agreement amalgamated junior high school of all municipalities during 1956-1964, became each town 1 junior high school. In this way, the towns and villages section became the basically format of each municipality 1 junior high school that was restructured school by the municipal merger.

At that time, the Tottori Prefectural Board of Education urged the amalgamation of different schools into one school that can be shared by more than one municipality. A consolidation of junior high schools was completed in the early stages of the 1970s. Since then, the operation of junior high schools has been stable for over 40 years.

山陰地方の小学校廃校校舎の現状・活用状況に関する研究 その1

山陰地方 市町村合併 小学校 鳥取市
廃校利用 児童数減少 松江市 伯耆町

准会員 ○中田 希望*
正会員 細田 智久**

1. 研究の背景・目的

本研究は、平成の市町村合併と共に廃校が進んだ山陰両県の内、県庁所在地の松江市・鳥取市及び中山間地域伯耆町において2000年以降に廃校になった小学校の廃校舎活用状況について報告する。廃校の活用状況の実態や地域間の比較を行うことで、今後一層増えることが予想される廃校舎の利用計画に向けた運営・計画面での知見をまとめることを目的としている。

2. 研究方法

- ①教育委員会へのヒアリング調査 2016年6月に松江市教育委員会学校教育課、同8月に伯耆町企画課、同9月に鳥取市教育委員会教育総務課に対し、廃校活用状況のヒアリングを行った。
- ②現地の実態調査・施設利用者へのヒアリング調査 2016年10,11月にかけて、伯耆町の廃校2校、鳥取市の廃校2校の施設利用者に対し、ヒアリング及び写真撮影調査を行った。
- ③廃校分布図の作成 当時の文献及び変遷図から、各地域の2000年以降に廃校になった校舎及び現存している校舎の分布図の作成を行った。
- ④廃校利用状況整理表の作成 校舎・校庭・体育館・プール毎に利用状況等を整理し比較・分析を行った。
- ⑤廃校利用状況図（平面図）の作成

3. 松江市の廃校概要とその活用状況

①整理表を用いた廃校概要（表1・2） 松江市は周辺町村と2009年から2012年にかけて合併を行い、その前後に旧町村では1町1小学校の方針によって廃校舎が増えていった。2000年以降に廃校になった小学校は13校で、そのうち少なくとも7校の校舎が1981年（昭和56年）の新耐震以前の建物である。また、13校の廃校舎のうち1校は木造で、その他の校舎はRC造である。

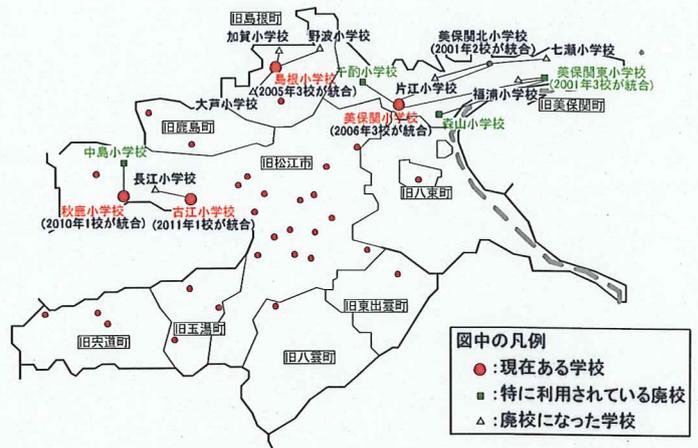


図1 松江市の廃校分布図

表1 松江市の廃校利用状況整理表 その1

現状	松江市立千鶴小学校(2006年廃校)			松江市立中島小学校(2010年廃校)			松江市立美保間東小学校(2008年廃校)			美保間町立森山小学校(2001年廃校)		
	校舎	体育館	校庭	校舎	体育館	校庭	校舎	体育館	校庭	校舎	体育館	校庭
廃校舎の残っている状況	そのまま	そのまま	そのまま(プール:以前より無し)	そのまま	そのまま	そのまま(プール:以前より無し)	そのまま	そのまま	そのまま(プール:そのまま)	解体	そのまま	支所駐車場・多目的広場(プール:以前より無し)
除却された場合の跡地活用状況										美保間役場開設、合併後支所として活用		
活用有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	無し	
活用開始年	廃校時	廃校時	廃校時	2013年度	廃校時	廃校時	2012年度から			2004年4月		
活用団体数	1	5	随時	1	2	2	1団体					
活用方法・用途	地域活動団体(カヌー)	地域活動	地域活動	音楽活動の拠点として惜家	地域活動	地域活動	美保間歴史・生活体験資料館(転用)			随時駐車場		役場支所
活用理由	統合時の条件	統合時の条件	統合時の条件	立地条件	統合時の条件	統合時の条件	立地が良い			立地が良い		
活用団体は何年契約か	無し	無し	無し	1年	無し	無し	1年契約(運営委託)					
活用後の地域変化							地域活性化					
今後の活用予定	無し	無し	無し	無し	無し	無し	現状維持					
改修の有無	無し	無し	無し	無し	無し	無し	有り					
改修内容							空調設備・調理室・展示室					
今後の改修の有無	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し					
今後の改修内容												
その他												
廃校活用時の地域からの要望の有無	無し	有り	有り	無し	有り	有り	有り					
要望の反映内容		地域利用	地域利用		地域利用	地域利用	旧福浦小学校から移設改築					

表 2 松江市の廃校利用状況整理表 その 2

活用方法・用途	松江市立長江小学校 (2011年廃校)		鳥根町立加賀小学校 (2005年廃校)		鳥根町立大戸小学校 (2005年廃校)		鳥根町立野波小学校 (2005年廃校)	
	校舎	体育館・校庭	校舎	体育館・校庭	校舎	体育館・校庭	校舎	体育館・校庭
活用方法・用途	市書類・備品収納	地域活動	鳥根小として利用	同左	市備品収納	地域活動	市文化財収納(土器など)	地域活動
活用方法・用途	松江市立美保間北小学校 (2005年廃校)		美保間町立南江小学校(2004年廃校)美保間町立南江小学校(2004年廃校)		美保間町立七瀬小学校 (2001年廃校)		旧美保間町立美保間小学校 (2001年廃校)	
	校舎	体育館・校庭	校舎	体育館・校庭	校舎	体育館・校庭	校舎	体育館・校庭
活用方法・用途	市備品収納	地域活動	無し	無し	美保間北小学校	同左	空き地	空き地

②廃校分布(図1) 旧松江市中心部周辺では小学校数が多く、廃校も進んでいない。一方で旧松江市の西部では、既存校への統合が見られ、鳥根半島の山間部(旧鳥根町・旧美保間町)では、複数校が統合され統合校が新設されている。

③整理表による活用状況の分析(表1・2) 松江市の学校は児童数が多かったことから3階建てが多く、求められる耐震性能が高い。また新耐震以前の建物であることから、耐震性を確保するにはコストがかかるため一般的な貸し出しはしない方針で、耐震性のない校舎のうち2校は取り壊し、5校は備品倉庫や支所として市が利用している。一方、3校は資料館や地域活動の拠点として利用されている。また体育館や校庭は地域利用されている。

4. 鳥取市の廃校概要とその活用状況

①整理表を用いた廃校概要(表3・4) 鳥取市は周辺町村と2004年に合併を行い、その前後に旧町村では廃校舎が増えている。2000年以降に廃校になった小学校は12校である。12校のうち3校は統合後の校舎として利用され、6校は地区公民館や芸術家への借家などの地域コミュニティ施設として利用されている。一方、2校は取り壊され、1校も一部取り壊し、残った校舎は近隣小学校の給食室・給食センター・教育委員会倉庫・シルバー人材センター事務所として利用されている。

②廃校分布(図2) 旧鳥取市中心部周辺では小学校数が多く、廃校も進んでいない。旧町村の西部(旧青谷町・旧鹿野町)、東部(旧福部村・旧国府町)では、複数校が統合されている。

③平面図による活用状況の分析(図4) 廃校舎を地区公民館として利用している勝部小、日置小を調査した。共に旧公民館が古かった、狭かったことなどにより利用している。勝部小は施設自体が広いため一階のみ活用し、二階以上は施錠している。日置小では新耐震の特別教室棟のみ改修利用し、新耐震以前の普通教室棟は物置に利用している。また体育館や校庭も地域利用されている。

④課題・利用面の工夫 両校とも職員室や理科室など面積が広く水回り設備のある部屋が、会議室や図書スペースとして利用されている。勝部小は二階以上を施錠し、一階のみを利用することで掃除の範囲を狭くする、ロッカーを資料整理として利用するなどの工夫が見られた。日置小では地域連携創造学校に指定された統合先の青谷小と連携し、利用してもらう工夫が見られた。



図 2 鳥取市の廃校分布図

表 3 鳥取市の廃校利用状況整理表 その 1

現状	国府町立谷小学校(2002年廃校)				国府町立大茅小学校(2002年廃校)				国府町立成器小学校(2002年廃校)				鹿野町立鹿野小学校(旧)(2001年廃校)			
	校舎	体育館	校庭	プール	校舎	体育館	校庭	プール	校舎	体育館	校庭	プール	校舎	体育館	校庭	プール
廃校舎の残っている状況	一部取り壊し	取り壊し	整備	取り壊し	そのまま	そのまま	そのまま	そのまま	そのまま	そのまま	取り壊し	そのまま	そのまま	そのまま	取り壊し	
除却された場合の跡地活用状況	鳥取市立国府東小の用地として利用															
活用有無	有り		有り		有り	有り	有り	無し	有り	有り	有り		有り	有り	有り	
活用開始年	2002年		2002年		2002年	2002年	2002年		2002年	2002年	2002年		2001年	2001年	2001年	
活用団体数	1															
活用方法・用途	残った校舎は、国府東小の給食室、教育委員会倉庫、給食センター、シルバー人材センターの事務所で使用				国府東小の校舎の用地				スポーツ的な地域コミュニティ施設				地区体育館 地区のグラウンド			
活用後の地域変化	特に無し		特に無し		特に無し	特に無し	特に無し	特に無し	特に無し	特に無し	特に無し		特に無し	特に無し	特に無し	
今後の活用予定	特に無し		特に無し		特に無し	特に無し	特に無し	特に無し	特に無し	特に無し	特に無し		特に無し	特に無し	特に無し	
改修の有無	有り		有り		無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し		無し	無し	無し	
改修内容	一部を国府町学校給食センターへ改修				国府東小のグラウンドとして再整備											
今後の改修の有無	無し		無し		無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し		無し	無し	無し	
その他	廃校活用時の地域からの要望の有無															

表4 鳥取市の廃校利用状況整理表 その2

活用方法・用途	鳥取市立青谷小学校(旧) (2007年度校)		鳥取市立勝部小学校 (2007年度校)		鳥取市立中郷小学校 (2007年度校)		鳥取市立日置小学校 (2007年度校)	
	校舎	体育館・校庭	校舎	体育館・校庭	校舎	体育館・校庭	校舎	体育館・校庭
統合後の鳥取市青谷小学校の校舎として使用	同左		地区公民館	地区体育館・地区のグラウンド	取り壊し	地区体育館・地区のグラウンド	地区公民館	地区体育館・地区のグラウンド
活用方法・用途	鳥取市立日置谷小学校 (2007年度校)		鳥取市立福部小学校 (2016年度校)		鹿野町立小箕河小学校 (2001年度校)		鹿野町立小箕河小学校 (2001年度校)	
	校舎	体育館・校庭	校舎	体育館・校庭	校舎	体育館・校庭	校舎	体育館・校庭
2007年～2009年まで青谷小学校南校舎として使用	2007年～2009年まで青谷小学校南校舎として使用		鳥取市立福部未采学園小学校の施設として使用	同左	地域コミュニティ施設	地区体育館・地区で利用	取り壊し	地区体育館・地区で利用

5. 伯耆町の廃校概要とその活用状況

①整理表を用いた廃校概要(表5) 児童数減少により、廃校舎が増え、2000年以降に廃校になった校舎は3校である。このうち2校は木造で元プールが設置されていない。1校はRC造である。

②廃校分布(図3) 中山間地域である伯耆町は小学校数が少なく、中国山地側の旧溝口町で3校が廃校になった。現在残っている校舎は3校である。

③平面図による活用状況の分析(図5) 廃校舎になった3校のうち2校は平屋建てで、1校は3階建てだが1996年建設で耐震性がある。平屋建ての二部小福岡分校では食堂・醸造所・そば打ち体験所、3階建ての日光小では地区公民館などに利用されている。日光小は1階のみ利用され、2・3階の利用は検討中である。また体育館や校庭は地域利用されている。

④課題・利用面の工夫 両校とも職員室や理科室など面積が広く水回り設備のある部屋が、会議室や図書スペースとして利用されている。日光小では今後、教室などの小部屋を介護施設として利用検討中だが、多目的トイレ・EV・スロープなどバリアフリー化がされていないことが課題である。二部小福岡分校では農家食堂・そば打ち体験所など地域の特徴を生かした集落のランドマーク



図3 伯耆町の廃校分布図

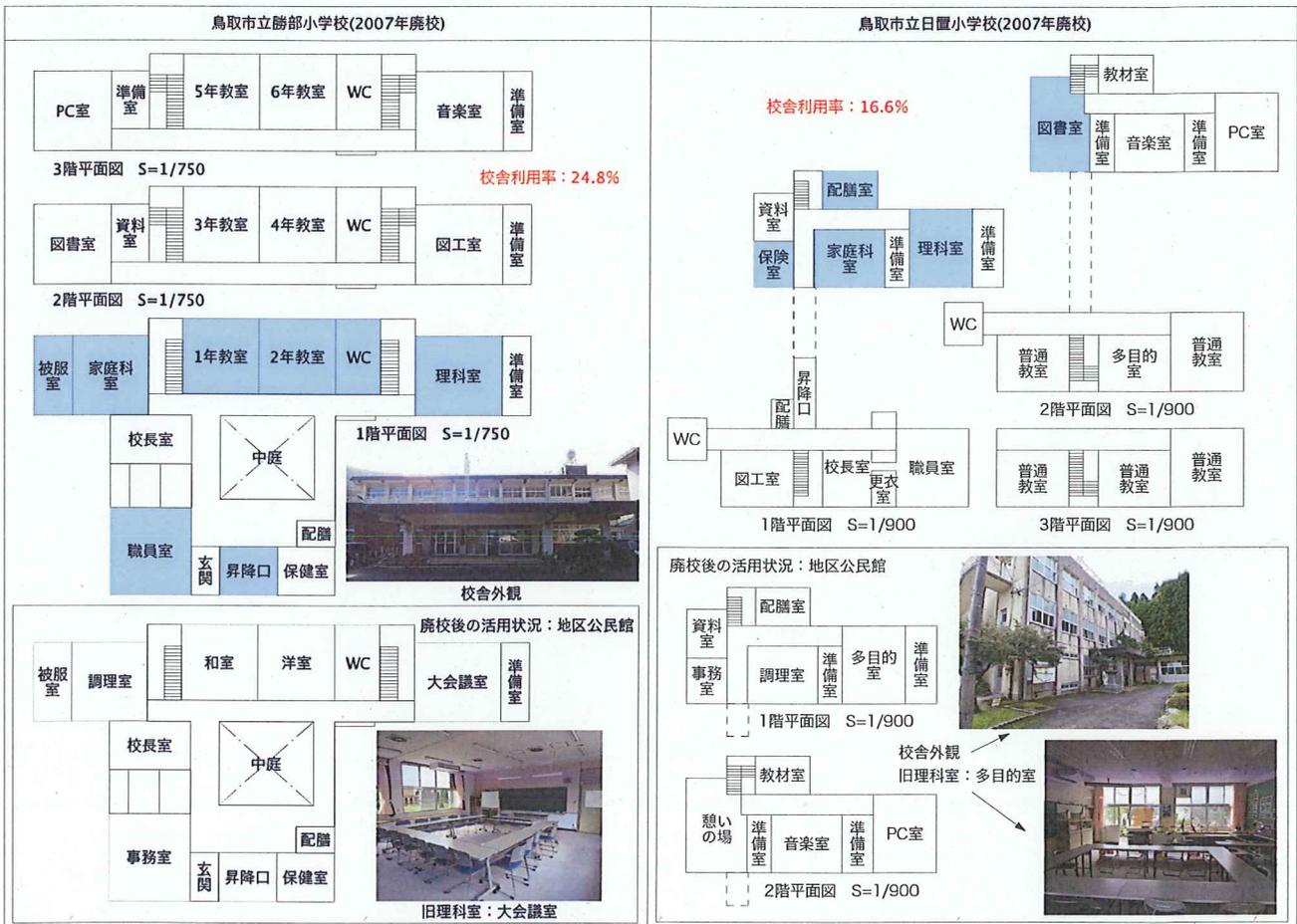


図4 鳥取市の廃校利用状況図(平面図)

的存在として利用しており、学校の黒板をメニュー表として利用するなどの工夫が見られた。

6. 考察 以上の分析より、中心市の3階建などの大規模校舎が廃校になった場合には、耐震補強のためのコストが心配されるため活用が進みにくい。校舎では新耐震のもの・低層なもの、部屋では接地階にあり、面積が広く水回り設備のある職員室・理科室などが活用されており、家具では黒板を掲示板や食堂のメニュー表に、ロッカーを資料整理として工夫して利用されている。

参考文献

- 文1) 鈴木明日実・細田智久、鳥取県西部地区における廃校利用と法規対応の実態分析、日本建築学会中国支部研究報告集第39巻、No.519、pp.605-608、2016.3
 - 文2) 鈴木明日実・細田智久、鳥取県西部地区における廃校利用の実態分析、日本建築学会中国支部研究報告集第38巻、No.525、pp.597-600、2015.3
- 尚、本研究は鳥取県環境学術研究等振興事業の助成を受けたものである。ヒアリングにご協力いただいた市・町・施設管理者などの関係者の方々にお礼申し上げます。

表5 伯耆町の廃校利用状況整理表

現状	伯耆町立日光小学校高谷分校(2016年廃校)		伯耆町立二部小学校福岡分校(2009年廃校)		伯耆町立日光小学校(2016年廃校)	
	校舎	体育館・校庭・プール	校舎	体育館・校庭・プール	校舎	体育館・校庭・プール
廃校時の残っている状況		プールはもととし		プールはもととし		体育館は1964年移転新築プールはそのまま(25m)
活用有無	無し	校庭は有り	有り	体育館・校庭は有り	有り	無し
活用開始年			2009年9月~		2016年から	
活用面積					1	
活用方法・用途		校庭で種とう菜(種とう菜の育苗で野菜販売)	株式会社上代(農業企業、どぶろく醸造所)利用中	体育館はそば打ち体験館として利用 校庭はどぶろくの醸造・発酵の駐車場として利用	IF:日光公民館	
活用理由					旧日光公民館が古くなるから移転(1975年~)	
活用開始は前年契約か			2008年から5年契約以降1年毎に更新			
活用後の地域変化			得意店ができたことにより 交通利便性が向上			
今後の活用予定(地域活性化の観点)			教室利用を3月の講座で検討中(地域活性化の観点)		2016年7月~地域住民等が転居する個体で検討中	プールは検討によっては壊す
改修の有無	有り	校庭は有り	有り	無し	無し(新築だから)	無し
改修内容	トイレ、外壁(前部)、屋根、バリアフリー化(段差アスファルト)	H9年に建て替え	段差を撤去する、どぶろくの建物を建てる			
今後の改修の予定	有り、無し	無し	無し	無し	無し	無し
廃校活用時の地域からの要望の有無	有り、無し	無し	有り	無し	無し	無し
要望の反映内容			懇話会からの要望からどぶろくが実現			
備考	閉校:1993年、校舎、水遣り建て、2016年表校舎(それまで3階建て)、全室借入、移転(50人)、普通部を3階建て(約100名(2階より多い))、廃業者2015年11月(600人)、今年11月3日		跡地前の所有の移譲:押し差屋が、農業企業(そのほか)、どぶろく(醸造所)と目的の事業、上代、9人で運営、右高はその会社を、(南に隣る番上代 2100坪)		閉校:1996年、校舎、RC造で建て、全室借入(約50人)、普通部を3階建てしている。社会活用を企図して環境大学から4家あり検討中	

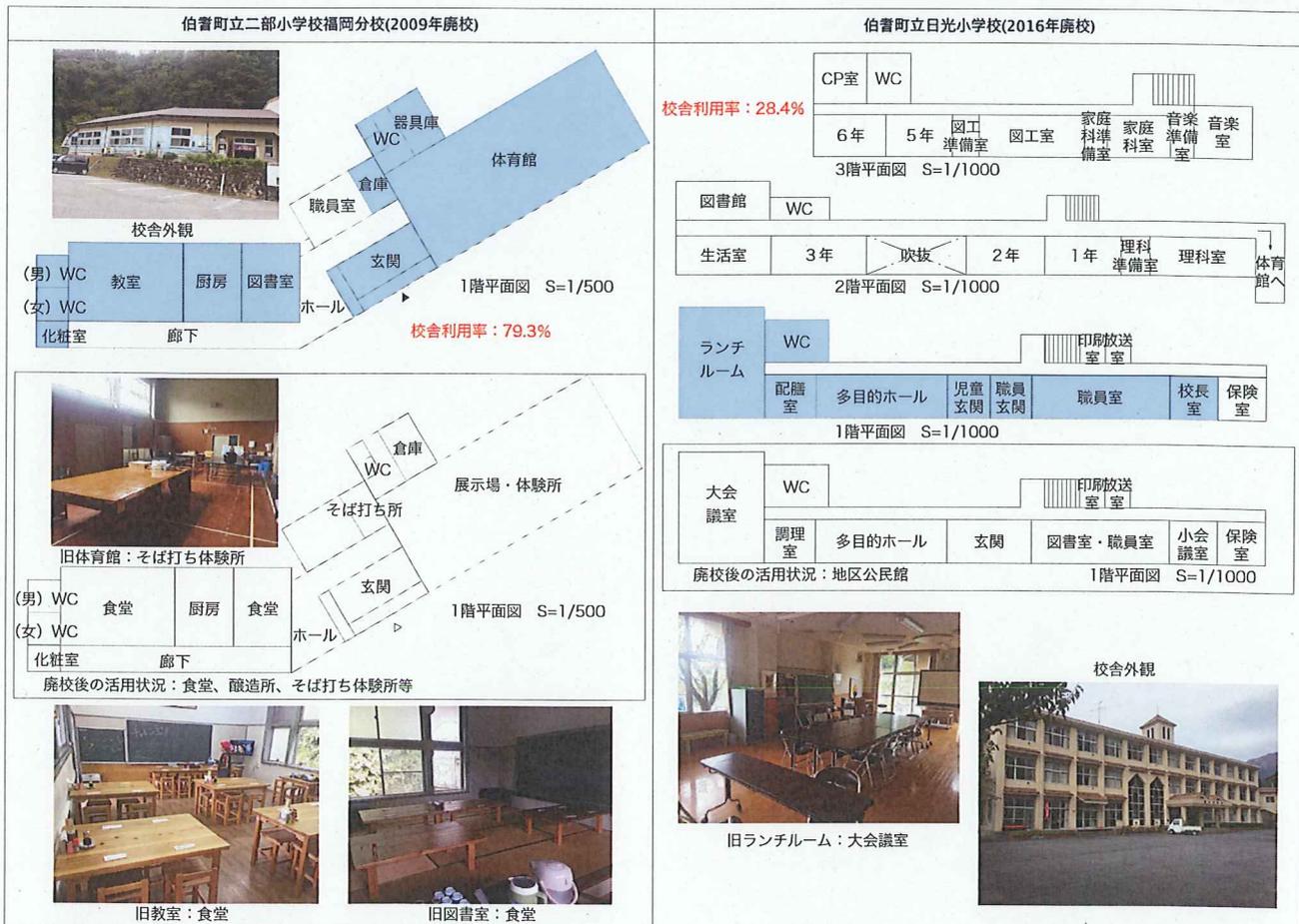


図5 伯耆町の廃校利用状況図(平面図)

* 国立高等専門学校機構 米子工業高等専門学校 専攻科 建築学専攻1年

** 国立高等専門学校機構 米子工業高等専門学校 建築学科・准教授・博士(工学)

* Student, Advanced Course of Architecture, National Institute of Technology, Yonago College

** Associate Professor, Dept. of Architecture, National Institute of Technology, Yonago College, Dr. Eng.